北海道

網走東部地域森林計画書（案）

（網走東部森林計画区）

計 画 期 間　自　令和　8年　4月　1日
　　至　令和18年　3月31日

北　　海　　道

目　次

Ⅰ　計画の大綱

１　森林計画制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（１）森林計画制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）森林計画制度の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（３）地域森林計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２　計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（１）地域の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（２）森林・林業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３　前計画に対する実績及びその評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４　計画樹立に当たっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（１）地域の特性に応じた森林づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（２）地域の関係者の意見を踏まえた計画づくり・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（３）森林の機能を踏まえた整備・保全の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（４）主な計画量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２２

５　森林整備・保全を進めるための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（１）森林計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（２）森林整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（３）担い手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（４）スマート林業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（５）木材利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・１６
１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項・・１６
（１）森林の整備及び保全の目標並びに基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（２）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等・・・・・・・１８
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

第３　森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）・・・・・・・２０
（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・２０
（２）立木の標準伐期齢に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
（３）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
２　造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（１）人工造林に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（２）天然更新に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針・・・・・・・・・２５
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
３　間伐及び保育に関する基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針・・・・２６
（２）保育の標準的な方法に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（３）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・２７
（１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法
に関する指針・・・２７
（２）木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域の

基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針・・・２９
（３）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・２９
（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・２９
（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに
関する基本的な考え方・・・３０
（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）
の基本的な考え方・・・３１
（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・３１
（５）林産物の搬出方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（６）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他
森林施業の合理化に関する事項・・３２
（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の
共同化に関する方針・・・３２
（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・３３
（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針・・・・・・・・・・・・・３３
（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針・・・・３４
（５）林産物の利用の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（６）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

第４　森林の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
１　森林の土地の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区・・３７
（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及び
その搬出方法・・・３７
（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・３８
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
２　保安施設に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（１）保安林の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（２）保安施設地区の指定に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（３）治山事業の実施に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
（４）特定保安林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
（５）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
３　鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に
関する方針・・３９
（２）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・・・４０
（１）森林病害虫等の被害対策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）・・・・・・・・・・・・・４１
（３）林野火災の予防の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項・・・・・４２
（１）保健機能森林の区域の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
（２）その他保健機能森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・４２

第６　計画量等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
１　間伐立木材積その他の伐採立木材積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
２　間伐面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
３　人工造林及び天然更新別の造林面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４
４　林道の開設及び拡張に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
５　保安林整備及び治山事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等・・・・・・・・・・・・・・４６
（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等・・・４８
（３）実施すべき治山事業の数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期・・・５０

第７　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
１　保安林その他制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
（１）保安林及び保安施設地区の区域内の森林・・・・・・・・・・・・・・・・５１
（２）自然公園特別地域内における森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
（３）砂防指定地内の森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
（４）鳥獣保護区特別保護地区内の森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
（５）史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林・・・・・・・・・・・・・５３
（６）その他の制限林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
（１）森林の整備・保全及び利用に対する道民の理解の促進に関する事項・・・・５４
（２）国有林と民有林が一体となった森林づくり・・・・・・・・・・・・・・・５５

Ⅲ　別表
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法・・・・・・５６

Ⅰ　計画の大綱

1　森林計画制度について

（1）森林計画制度とは

森林は、水源の涵養や水害の防止、木材の生産、土砂流出・崩壊などの災害の防止、気象・騒音の緩和や大気の浄化、野生生物の生息地域の提供、レクリエーションや保健教育的活動の場の提供などいろいろな面で人々の生活と深く関わっています。また、大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する重要な役割も担っています。

一方、森林の造成には長い年月が必要であり、また、適切なタイミングで間伐などの手入れをしていく必要があります。そのため、長期的な視点に立って森林を計画的に育成・管理するための方策や目標を示すことを目的に「森林計画制度」が設けられています。

（2）森林計画制度の体系

森林づくりは、森林・林業をとりまく環境や地域の森林資源の内容を十分考慮して行っていく必要があります。そのため、森林計画制度は、それぞれの行政・地域レベルで整合性を保ちながら、効果的に施策を実施できるよう、国から森林所有者等までの段階的な体系となっています。

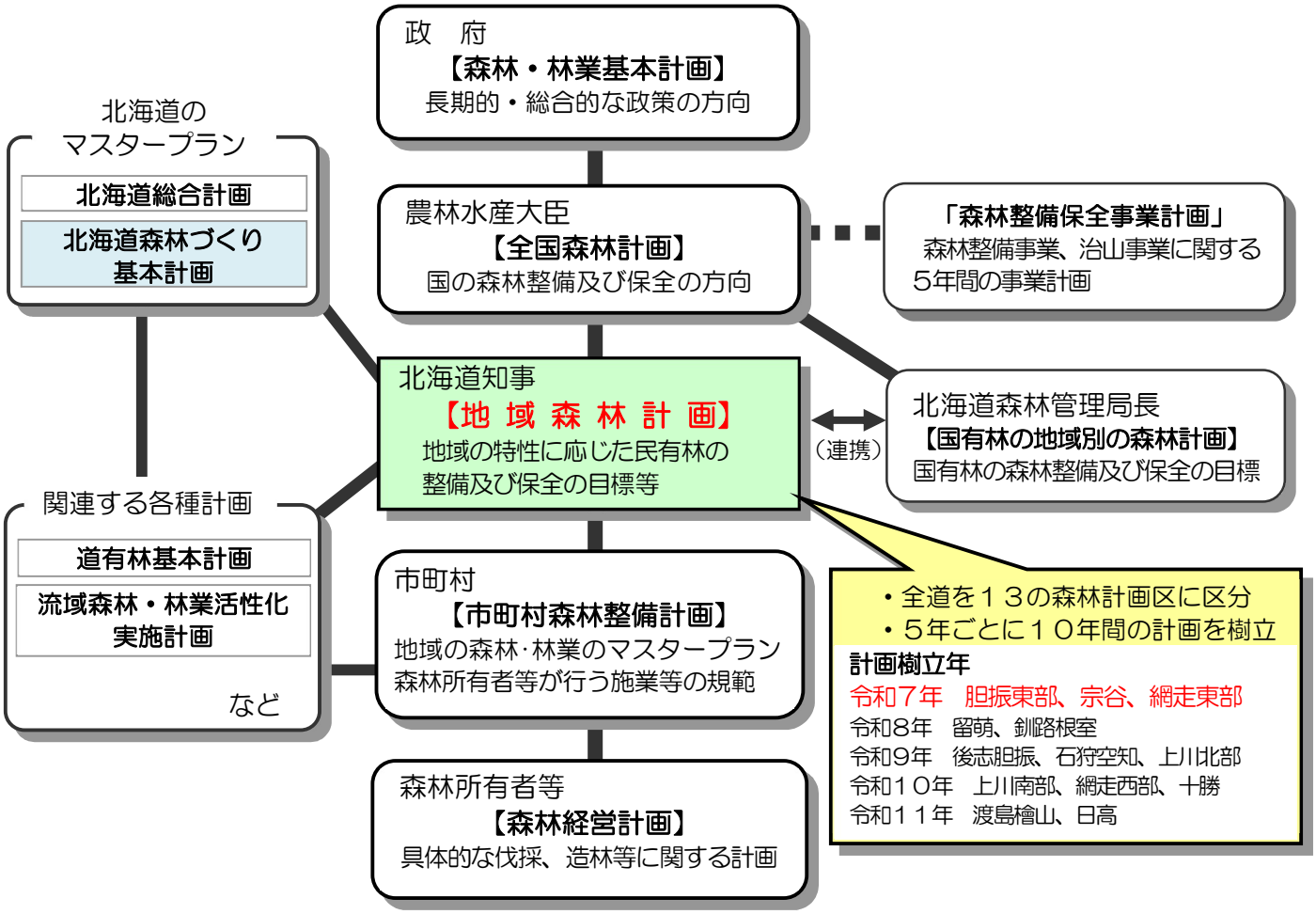

（3）地域森林計画とは

地域森林計画は、森林の整備及び保全の方向について国が策定する「全国森林計画」に即して都道府県がたてる計画であり、地域の特性に応じた森林の整備及び保全の目標等とともに、地域の森林･林業のマスタープランである「市町村森林整備計画」に記載する森林施業等の規範となる事項の指針を示すものです。

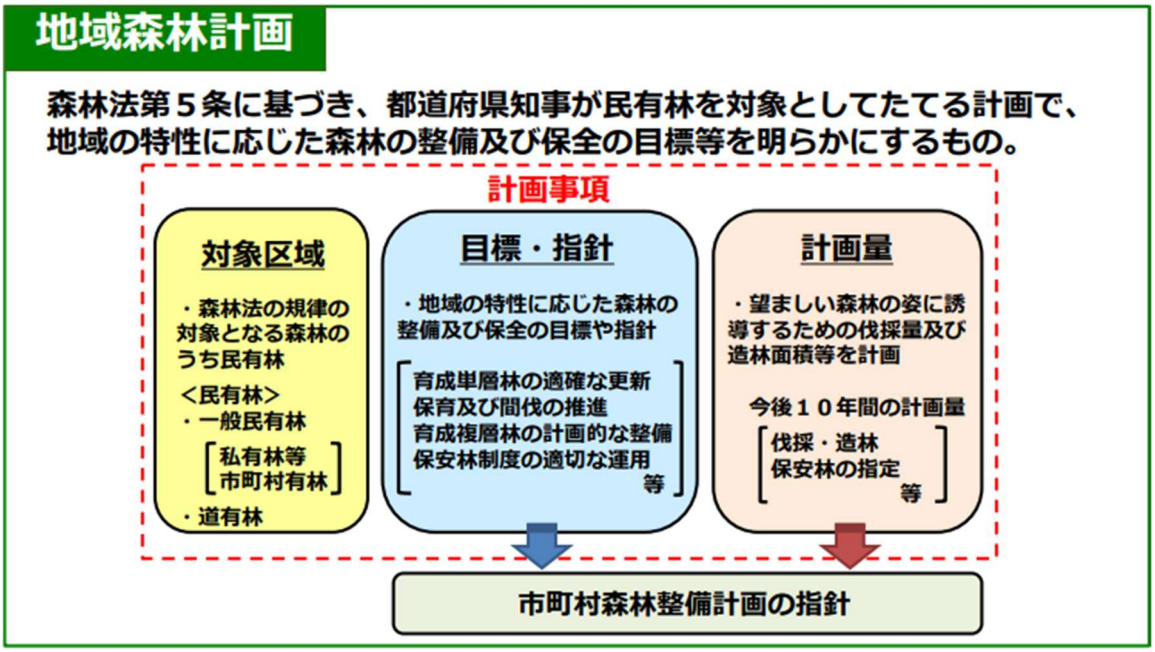

森林の適切な管理・保全のための制度

森林が無秩序に伐採・開発されることで公益的機能の低下が生じることのないよう、森林法では各種の制度が定められています。

道では、森林の適切な管理・保全に向けて、市町村と連携しながら、これら制度の適切な運用に取り組んでいます。

～保安林制度～

保安林制度は、水源のかん養や災害の防備など、特に重要な役割を果たしている森林を「保安林」に指定し、その適切な整備や保全を確保することで、森林のもつ公益的機能を維持増進するための制度です。保安林において立木の伐採や土地の形質の変更等を行う場合は、知事の許可が必要です。

～林地開発許可制度～

地域森林計画の対象民有林において 1ha を超える開発行為（太陽光発電設備の設置については 0.5ha を超える開発行為）を行う場合は、知事の許可が必要です。

～森林経営計画制度～

森林経営計画の認定を受けた森林では、当該計画に従って伐採し、その結果を市町村長等へ届出する必要があります。

～伐採及び伐採後の造林の届出制度～

地域森林計画の対象民有林において立木を伐採する場合は、伐採及び伐採後の造林の届出を市町村長に提出する必要があります。市町村は、届出内容を確認し、伐採や造林の方法が市町村森林整備計画に適合するよう指導します。

２ 森林計画区の概況

（１）地域の概要

地勢：北海道北東部に位置し、オホーツク海沿岸部には平地が多く、西部に北見山地、南部から東部にかけては阿寒、知床連山を源として、網走川・常呂川等の河川が北見盆地等の平野部を経てオホーツク海に注いでいます。

気候：年平均気温 6.7℃、年間平均降水量 804mm
年最深積雪 200cm
内陸部は春夏は高温となり、年間の寒暖差が大きく積雪量が多いです。また、オホーツク海沿岸部は夏は冷涼で、冬期間は流氷到来の影響により寒さが厳しいです。

構成：２市９町

人口：213 千人（令和２年国勢調査）　全道の 4.1％

産業：（農　業）畑作を主体とした農業で、小麦、てん菜、馬鈴しょ、たまねぎなどを生産しており、中でもたまねぎの生産量は日本一であり、道内有数の食料供給地域です。
（漁　業）オホーツク海沿岸部を漁場とするホタテ貝桁網漁業やさけ定置網漁業並びに沖合海域を漁場とする沖合底引き網漁業が盛んです。
（その他）世界自然遺産に登録された「知床国立公園」をはじめ、優れた自然景観地に恵まれています。

斜里岳

オホーツク海の流氷

森林の所管別面積（千 ha）

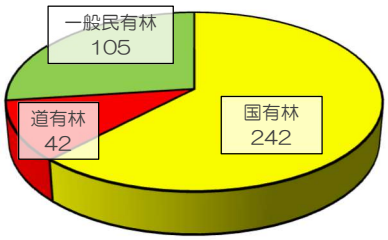

※四捨五入のため森林面積合計と一致しない

（２）森林・林業の概要

森 林 面 積（注１）：総土地面積の 65%の 389 千ｈａ
（国有林含む）

民有林面積（注１）：147 千ｈａ（計画区の森林の 38%）

民有林蓄積（注１）：32,995 千m^3
ヘクタール当たり蓄積は 224m^3
（全道では 165m^3）

伐 採 材 積（注２）：全道の12%の573千m^3（うち民有林59%）

（注１）令和５年度北海道林業統計
（注２）令和6年度実績（北海道調べ）

本計画区管内の森林のうち、民有林は38%を占めています。
民有林における人工林の樹種別面積は、カラマツ類、トドマツの順に多くなっており、この２つの樹種で全体の８３%を占めています。また、人工林は１１齢級をピークとする齢級構成となっており、利用期を迎えた森林が多くなっています。
管内の林業従事者については、近年、400人前後で推移しており、素材生産に従事する者が半数以上を占めています。
本地域では、毎年50万m^3程度の原木が製材・合単板に使われており、製材出荷量は全道の１６%を占めるなど、北海道で主要な木材産業地域となっています。

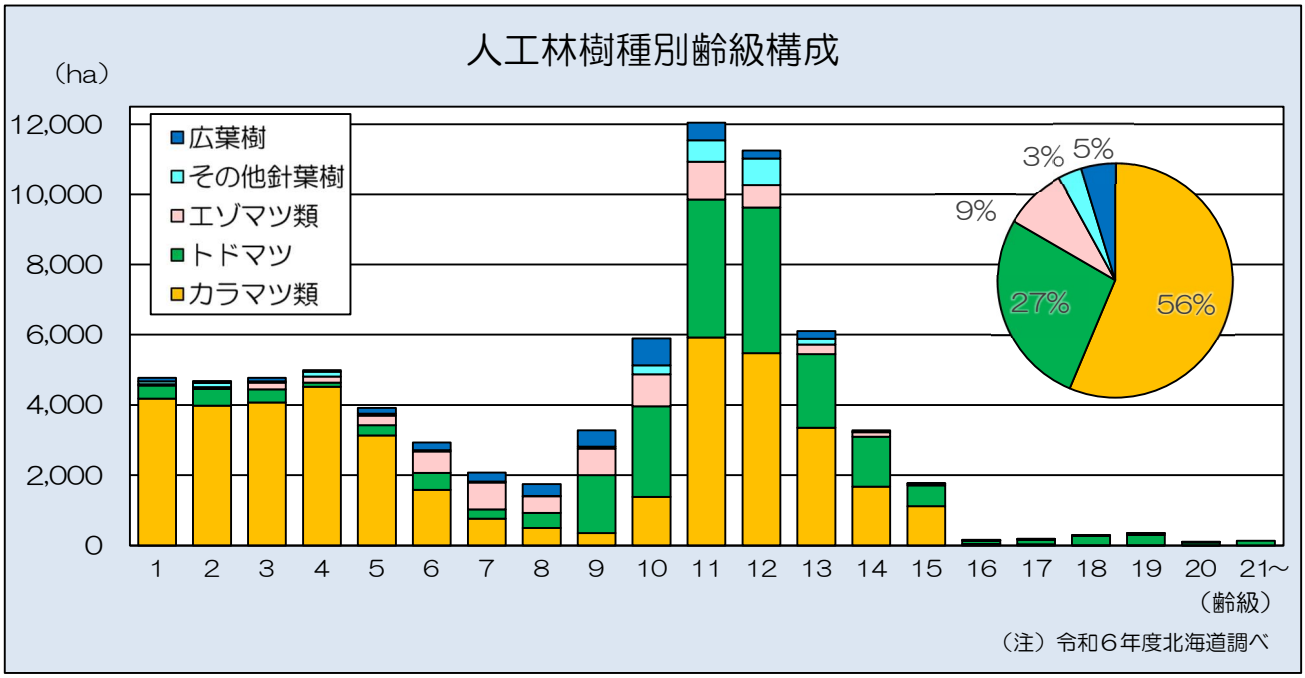

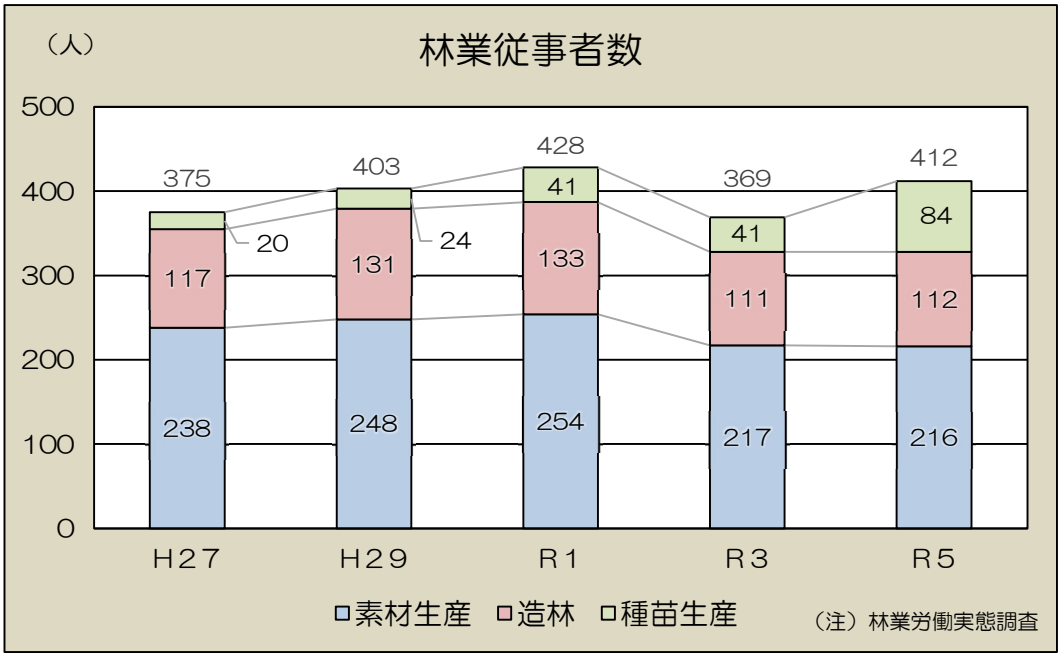

林業事業体等の概要

区　　分	森林組合	造林業	素　材 生産業	木材・木製品製造業		
				製　材	チップ	その他
網走東部	5	29	31	18	24 （18）	8
全　　道	77	389	397	152	176 （134）	62

（注１）森林組合、木材・木製品製造業は令和７年３月３１日現在
（注２）造林業、素材生産業は令和６年３月３１日現在
（注３）チップの（　）は製材との兼業で内数である。
（注４）その他は、合単板、集成材、フローリング、プレカットの工場である。
（注５）単位は森林組合・造林業・素材生産業が事業体数、木材・木製品製造業が工場数である。

3 前計画に対する実績及びその評価

前半５カ年（令和３年度～令和７年度）の計画量及び実績見込みについては次のとおりです。

計画事項	区　分		前計画	実　績	実行率	備　考
伐採立木材積	主　伐		1,809 千m³	1,478 千m³	82 %	
	間　伐		720 千m³	557 千m³	77 %	
	計		2,529 千m³	2,035 千m³	80 %	
造林面積	人工造林		7,649 ha	5,409 ha	71 %	
	天然更新		2,479 ha	493 ha	20 %	
	計		10,128 ha	5,902 Ha	58 %	
間伐面積	間　伐		11,266 ha	9,205 ha	82 %	
林　道	開　設		25.8 km	17.2 km	67 %	
	拡張	舗　装	— km	— km	— %	
		改　良	5 箇所	3 箇所	60 %	
保安林の指定	保安林指定面積		847 ha	0 ha	0 %	
治山事業の数量	施工地区数		16 箇所	13 箇所	81 %	
要整備森林の指定	指定箇所数		— 箇所	— 箇所	— %	

○　主伐は、計画量の大半を占める皆伐はほぼ計画どおりに実施された一方、択伐が低調だったため、全体としては計画を下回りました。

○　間伐は、計画量の大半を占める 5～10 齢級の人工林での実施が低調であったため、計画を下回りました。

○　人工造林は、拡大造林は計画量以上に実施されましたが、再造林と樹下植栽の実施が低調だったため、全体としては計画を下回りました。

○　天然更新は、天然林の択伐が計画を下回ったことで対象面積が少なかったことから、計画を下回りました。

○　林道の開設・拡張は、森林整備の実態に即して事業を後期に見送ったことから、計画を下回りました。

○　保安林の指定は、土地所有者の同意を得られなかったことから、計画を下回りました。

４ 計画樹立に当たっての基本的な考え方

（１）地域の特性に応じた森林づくり

森林は、水源の涵養や山地災害の防止、生活環境の保全、健康の維持・増進やレクリエーション、景観や風致など文化的な場の提供、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給など、様々な働きを通じて、人々の生活や周囲の環境に広く寄与しています。

こうした森林の持つ様々な機能を高度に発揮させるためには、再造林や間伐等の適切な実施、長伐期化や育成複層林への誘導等により森林を整備していくとともに、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策などにより森林の保全に努めていくことが求められます。

また、道では、広大な大地にふさわしい豊かな生態系をはぐくむ森林を守り育て、将来の世代に引き継ぐため、「北海道森林づくり条例」を制定するとともに、百年先を見据えた森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「北海道森林づくり基本計画」を策定しています。

地域森林計画の樹立にあたっては、こうした条例や基本計画等との整合も図りつつ、発揮が期待される機能に応じた適切な森林の整備・保全が進むよう、地域の森林資源や林業・木材産業の状況など自然的・社会的な特徴を踏まえて樹立することとします。

北海道森林づくり条例と北海道森林づくり基本計画

道では、平成１４年に「北海道森林づくり条例」、令和４年に「北海道森林づくり基本計画」を策定しています。

～北海道森林づくり条例の基本理念～

〇長期的な展望を持ち、地域の特性に応じた森林づくり
〇林業及び木材産業等の健全な発展を通じた森林づくり
〇道民、森林所有者、事業者及び道との協働による森林づくり

～北海道森林づくり基本計画の長期的な目標（めざす姿）～

〇百年先を見据え、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、自然条件や社会的条件を踏まえ、発揮を期待する機能に応じて、「水源涵養林」「山地災害防止林」「生活環境保全林」「保健・文化機能等維持林」「木材等生産林」に区分し、それぞれの機能を発揮させる森林づくりを進めます。
〇適切な森林管理に基づく森林づくりに伴い産出される木材を最大限に有効活用し、道民生活に木材・木製品の利用が定着することをめざします。
〇道民との協働による森林づくりに向けて、木材の利用及び森林との触れ合いを通じて、人と森林との関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育む「木育」が道民に定着することをめざします。

（2）地域の関係者の意見を踏まえた計画づくり

道では、計画を検討する際の参考とするため、計画を樹立する地域の市町村及び森林組合への事前アンケートや「地域森林づくり検討会」等を通じて、地域の方々からの森林づくりや森林計画に関する意見の把握に努めています。

このうち「地域森林づくり検討会」では、地域の市町村や林業事業者、森林所有者、住民の方々に参加していただき、森林・林業・木材産業の現状についての理解を深めていただいた上で、地域での課題や必要な取組等に関する意見交換を行っています。

また、専門的知識が必要な施業方法等の技術的な課題については、試験研究機関とも協力しています。

（3）森林の機能を踏まえた整備・保全の推進

ア　森林の機能（森林のはたらき）について

森林の持つ機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能及び木材等生産機能に分類されます。このうち人々の生活や周囲の環境に広く寄与する水源涵養機能から地球環境保全機能までの７つのはたらきは、「森林の公益的機能」と呼ばれています。

～清らかな水を供給する（水源涵養機能）～

森林の土壌は雨水を蓄え不純物をろ過する働きがあります。水枯れや洪水を防ぎながら、きれいな水を与えてくれます。
（渇水緩和、水質浄化、洪水緩和）

～土砂崩れを防ぐ（山地災害防止機能/土壌保全機能）～

森林は大地にしっかりと根を張り、土砂の流出や山崩れを防いでいます。川や海を汚さず、住宅や道路などを守ります。
（土砂流出・崩壊防止、なだれ防止等）

～快適な生活環境をつくる（快適環境形成機能）～

木々の葉は、空気をきれいにし、さらに強風や飛砂、騒音などから生活を守ってくれます。
（気象緩和、風害防止、大気浄化等）

～森林とふれあう（保健・レクリエーション機能）～

私たちが森林浴やキャンプをする場所を提供し、心と身体を健康にしてくれます。
（レクリエーション・保健休養の場の提供等）

～優れた自然景観と文化にふれあう（文化機能）～

史跡、名勝や天然記念物などと一体となって優れた自然景観や歴史的風致を持った森林は、私たちに心の潤いをもたらしてくれます。
（自然景観・歴史的風致の提供）

～野生生物のすみか（生物多様性保全機能）～

森林は野生生物のすみかであり、多様な生物が共存しながら生育・生息しています。
（野生生物等、生物多様性の保全）

～森の呼吸（地球環境保全機能）～

森林は二酸化炭素の吸収や蒸発散作用により、自然環境を調節しています。
（二酸化炭素吸収等、自然環境の調節）

～暮らしに活かす木の文化（木材等生産機能）～

私たちの生活に欠かせない建築資材や紙などの原料となる木材資源を供給します。
（木材生産、特用林産物等の生産）

イ　機能に応じた森林の区域と整備・保全の方針について

森林の各機能が総合的かつ高度に発揮されるように整備・保全するためには、地域の方々の理解と参加が得られるように、森林を守り育てる基本的な方針や方法を分かりやすく示すことが重要です。

このため、地域森林計画では、森林を主に「水源涵養林」、「山地災害防止林」、「生活環境保全林」、「保健・文化機能等維持林」、「木材等生産林」の５つの区域に分類し、それぞれの区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導することとしています。

発揮を期待する機能		発揮を期待する機能に応じた森林の区域		森林の区域に応じた目的
	水源涵養機能	水源涵養林		○良質な水資源の安定供給の確保
			水資源保全ゾーン	○水道取水施設等の上流域の保全
	山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林		○土砂の流出・崩壊の防備など災害に強い国土基盤の形成
	快適環境形成機能	生活環境保全林		○居住地や農地周辺における風害・騒音などの影響を緩和し、地域の快適な生活環境を形成
	保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		○森林とのふれあいを通じた憩いと学びの場の提供 ○自然景観・歴史的風致の提供 ○生物多様性の保全
		生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	○河川や湖沼周辺の生物多様性の保全
			保護地域タイプ	○貴重な森林生態系を維持している地域の保全
	木材等生産機能	木材等生産林		○木材等の持続的・安定的・効率的な供給
			特に効率的な施業が可能な森林	○特に木材等の持続的・安定的・効率的な供給

なお、地球環境保全機能は二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、区域設定の対象とはしないこととします。

望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
○浸透、保水能力の高い土壌を有している森林	○良質な水の安定供給を確保する観点から、下層植生や樹根の発達、伐採に伴う裸地の縮小・分散を図る施業や保全を推進します。
○浸透、保水能力の高い土壌を有し、下層植生や樹根が発達した多様な樹種、複数の階層からなる森林	○良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地の縮小・分散、植栽による機能回復及び濁水発生の回避を図る施業や保全を推進します。
○下層植生や樹根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林	○災害に強い地域環境を形成する観点から、林床の裸地化の縮小・回避、保安林の指定、谷止め等の施設の設置を推進します。
○樹高が高く枝葉が多く茂るなど、遮蔽能力や汚染物質の吸収力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	○地域の快適な生活環境を保全する観点から、防風や大気の浄化に有効な森林の構成の維持を基本とし、保安林の指定・保全を推進します。
○住民等の憩いと学びの場を提供している森林、自然景観・歴史的風致等を構成している森林であって精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林、生物多様性を保全する森林	○保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、求められる機能に応じて、広葉樹の導入や保安林の指定等の施業や保全を推進します。
○多様な樹種・樹齢からなり、野生生物の生育・生息に適し、土砂・濁水等の流入制御に寄与している森林	○水辺における生物多様性保全の観点から、河川、湖沼周辺において、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進します。
○針広混交林等、希少な野生生物の生育・生息に適している森林	○希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進します。
○生育に適した土壌等を有し、成長量が大きく、林道等の基盤施設が整備されている森林	○木材等を持続的・安定的・効率的に供給する観点から、適切な造林・保育・間伐を行い、施業の集約化・機械化による効率的な整備を推進します。
○特に生育に適した土壌等を有し、成長量が大きく、林道等の基盤施設が整備されている森林	○特に木材等を持続的・安定的・効率的に供給する観点から、植栽による確実な更新を行い、施業の集約化・機械化による効率的な整備を推進します。

ウ　望ましい森林の姿への誘導について

森林の整備・保全に当たっては、森林施業の方法や森林を構成する樹種などに着目して分類（育成単層林・育成複層林・天然生林）した上で、現在の森林の状態と、機能に応じた望ましい森林の姿を踏まえて、以下のような考え方で誘導していきます。

【森林の誘導の考え方】

〇育成単層林

木材等生産機能の発揮が求められる森林においては、皆伐・再造林を計画的に実施します。また、公益的機能の発揮が特に求められる一部の森林は、帯状・群状などの部分的な伐採を実施した後、広葉樹の導入や植栽により育成複層林へ誘導します。

〇育成複層林

抜き伐り等の部分的な伐採を実施した後、植栽等により更新し、間伐などの保育を計画的に実施し、公益的機能の高度発揮を図ります。

〇天然生林

自然の推移にゆだね森林を維持し、公益的機能の高度発揮を図ります。
また、適切な森林施業を行う必要がある一部の森林は、育成複層林へ誘導します。

注１　育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する森林をいいます。

注２　育成複層林：森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させる森林をいいます。

注３　天 然 生 林：主に自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林をいいます。

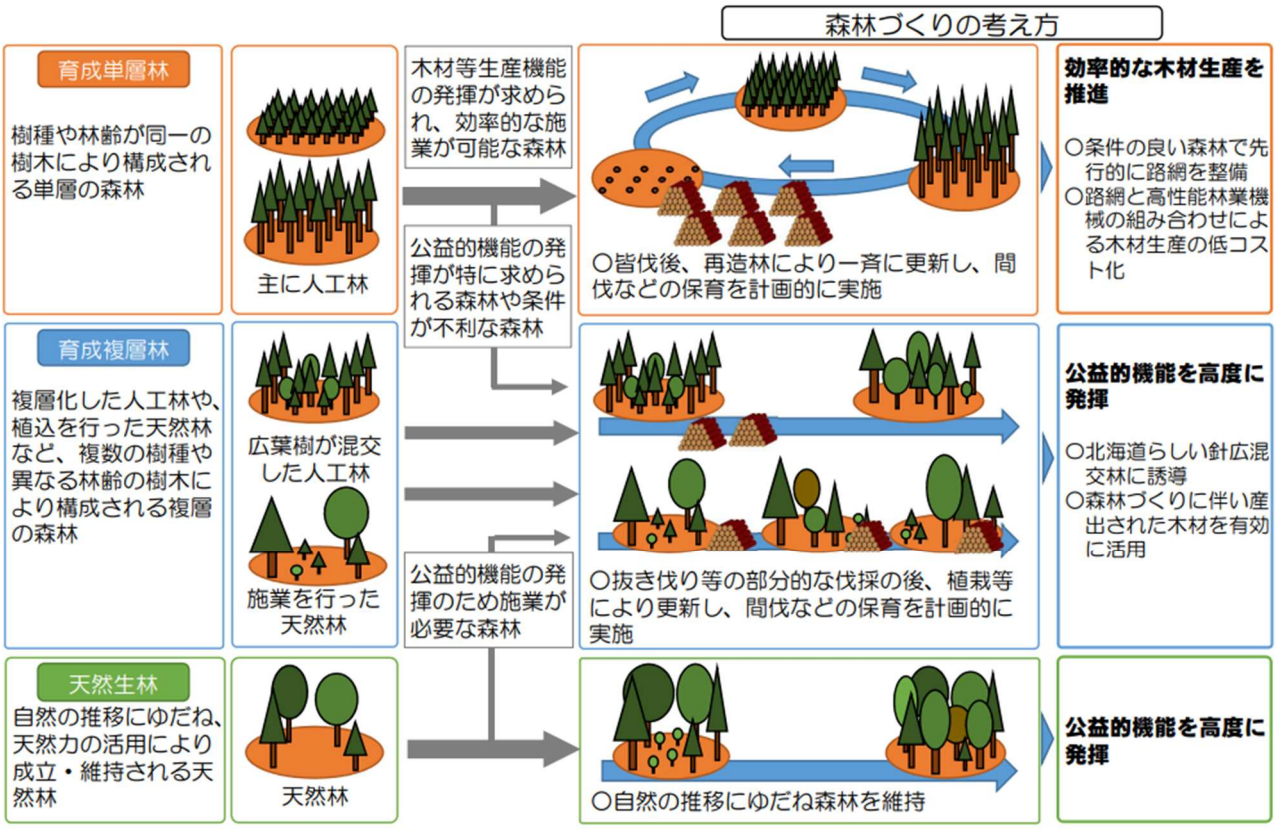

上記の考え方に基づいた誘導に取り組むことにより、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を次のとおり定めます。

区　　分		現　　況	計画期末	増　　減
面積	育成単層林（ｈａ）	73,258	72,585	▲673
	育成複層林（ｈａ）	23,099	25,597	2,498
	天然生林（ｈａ）	50,663	48,838	▲1,825
森林蓄積（m^3／ha）		223	242	19

（4）主な計画量

森林の機能に応じた望ましい森林の姿に誘導するため、伐採、造林等について、次のとおり計画します。計画量の算定にあたっては、発揮を期待する機能、樹種・齢級構成、過去の施業履歴などのほか、全国森林計画の計画量や北海道森林づくり基本計画の長期的な目標も考慮しています。

ア　伐採計画について

（単位　材積：千m^3）

区　分	前計画	本計画
主　伐	3,674	4,091
間　伐	1,320	1,259
計	4,994	5,350

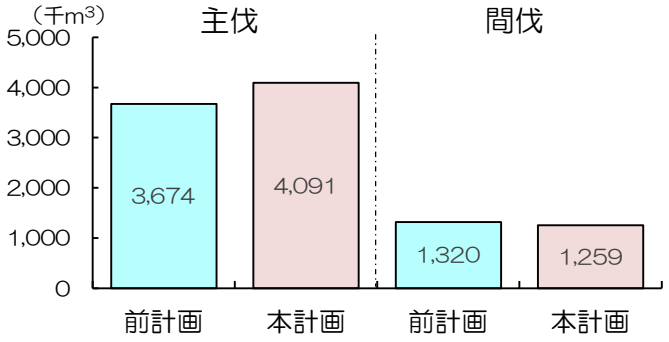

〈基本的な考え方〉
- 主伐は、人工林の主伐対象資源が増加することなどから、前計画を上回る計画。
- 間伐は、高齢級の対象資源が減少するものの、若齢級の対象資源が増加したため、前計画と同程度の計画。

イ　造林計画について

（単位　面積：ha）

区　　分	前計画	本計画
人工造林	16,342	18,451
天然更新	5,197	5,351
計	21,539	23,802

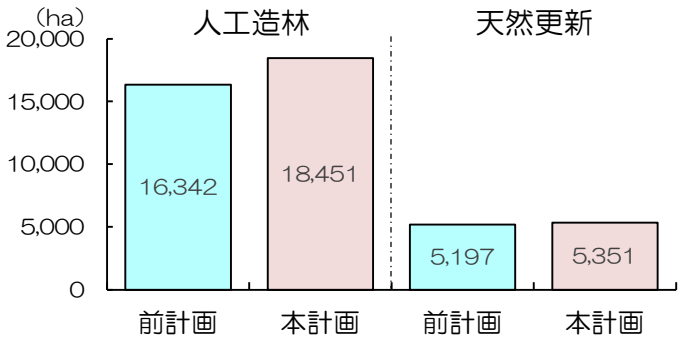

〈基本的な考え方〉
- 人工造林及び天然更新は、主伐量の増加に伴い、更新面積が増加することから、前計画を上回る計画。

ウ　間伐計画について

（単位　面積：ha）

区　分	前計画	本計画
間　伐	21,772	23,605

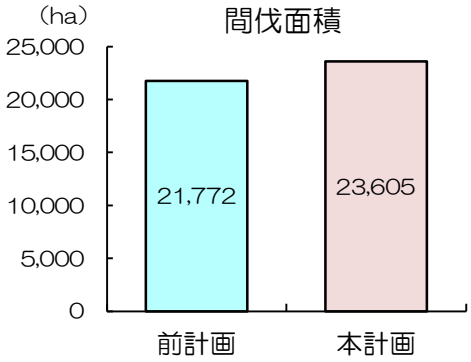

〈基本的な考え方〉
- 間伐面積は、高齢級の対象資源が減少する一方で、若齢級（４～６齢級）の対象資源が増加したため、全体としては前計画を上回る計画。

「木が元気に育つために」

森林の樹木や草花が元気に育つためには太陽の光が必要です。しかし、木がうっそうと茂っていては太陽の光が地面まで届かず、樹木の下にある草花は育つことができません。長年生き続けた老木や枝と枝がぶつかり合った木を伐り、太陽の光が地面まで届く明るい森林をつくることで、すべての若木や草花が元気に育つことができます。

また、伐られた木は、家を建てる時の材料や紙などへ姿を変え、我々の生活に役立ち、一度使われた木材や紙は、リサイクルすることで再び紙などへ姿を変え使うことができます。

「植えて育てて、伐って使って、また植える」という森林づくりのサイクルを繰り返し行い、その途中で生産される木材を有効に使うことで、森林は健康な状態のままで生き続けることができます。

↑着々と木が成長しています。
でも、木が混み合っているため
地面が暗くなっています。

↑適度な間隔で形質の
悪い木を間引きます。

↓木と木の間に適度な間隔が有り、立派に木が成長しています。
森林の中も明るく、地面の草花や低木もよく育ち、土砂の流出も防ぎます。

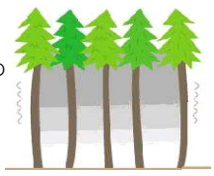

←間引きをしない･･･
こんなヒョロ～っとした
木になります。

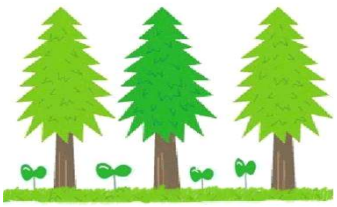

５ 森林整備・保全を進めるための取組

森林整備や保全を適確に進めていく上での本計画区内の現状・課題と今後取り組むべき方向は以下のとおりです。

（１）森林計画

本地域では、森林経営計画の認定率が高い市町村であっても、森林を相続した新たな所有者が遠方に居住していることや、相続人の森林経営意欲が低いことなどから、森林経営計画が継続されないという課題があります。

これまでも、遠方に住む所有者に対しては、個別訪問などによる森林経営計画の働きかけが行われてきましたが、今後は、課税情報なども活用して所有者を的確に把握するとともに、都市部での合同説明会により不在村所有者との関わりを増やし、森林計画制度や造林補助事業を丁寧に説明して森林づくりへの理解や関心の向上を図ることで、森林経営計画に基づく管理・経営が継続されるよう取り組む必要があります。

（２）森林整備

本地域では、造林・保育費用の負担等を理由に所有者の森林経営意欲が低下していることに加え、事業体が植栽できる量に限りがあることから、植栽が進みにくく、造林未済地の解消が遅れていることが課題となっています。

こうした状況の中、これまでも、所有者への再造林の働きかけや、意欲がない所有者から意欲のある所有者への森林売買の斡旋、森林環境譲与税を活用した造林費用の支援等が行われてきました。

今後は、現在の取組を続けるとともに、より少ない労働力で造林面積を増やしていけるよう低密度植栽を進めるほか、地拵えや下刈りといった造林・保育作業の機械化を進め効率化を図るなど、低コスト・省力化に取り組む必要があります。

（３）担い手

林業は、他の産業に比べて労働環境が厳しく、季節雇用が多い傾向にあります。また、ハローワークなどで求人を出しても、関心の少なさから応募が集まりにくいことが課題となっています。

これまでは、大型商業施設での高性能林業機械の展示やシミュレーターでの操作体験による林業の PR、SNS を活用した林業現場等の情報発信、事業体によるインターンシップの受入などが行われているほか、一部の市町村では就労促進対策としてチェーンソー等の装備品購入への補助も実施されています。

今後も、こうした取組を引き続き実施するとともに、伐採や下刈りといった労災リスクの高い作業の機械化や熱中症対策装備の導入などによる労働環境の改善、所得の安定化に向けた通年雇用の実施など雇用形態の見直しに取り組む必要があります。

（４）スマート林業

担い手不足への解決策の一つとしてスマート林業への関心が高まっており、一部の事業体ではリモコン式下刈り機械を購入するなど、本計画区でも導入が進んできている一方、ドローンを所有しているものの、操作に不安がある等の理由で十分に活用できていない事業体もあります。

今後は、操作技術の向上のための研修の実施や優良事例の展開等により、スマート機器の先端機能を効果的に活用するために必要な知識・技術の普及に取り組む必要があります。

（５）木材利用

本地域は、北海道の中でも木材産業が盛んな地域の一つであり、豊富な森林資源を背景に、合板や CLT、木製食器など様々な木材製品の生産が行われています。また、庁舎の木質化を行う市町村も増えてきており、公共建築物への地域材の利用が進んできています。

さらに近年では、針葉樹に加えて広葉樹を活用した製品の生産を始めた工場もあり、広葉樹の一層の活用が期待されます。今後は、ドローンによるレーザ計測データや衛星画像などを活用し、広葉樹資源の的確な把握に努めるとともに、広葉樹を活かした森林施業の推進に取り組む必要があります。

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林は、森林計画図において表示する区域内の民有林とし、市町村別の面積は、次表のとおりです。

なお、当該区域の森林は、森林法第１０条の２第１項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法第３条の規定により指定された海岸保全区域内に存する森林を除く。）、森林法第１０条の７の２第１項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第１０条の８第１項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）の対象となります。

単位　面積：ha

区　分		民　有　林		
			一般民有林	道　有　林
総　数		147,020	105,160	41,859
オホーツク	斜　里　町	7,236	7,236	—
	清　里　町	1,246	1,246	—
	小　清　水　町	2,905	2,905	—
	大　空　町	10,162	10,162	—
	網　走　市	9,894	9,894	—
	美　幌　町	16,898	12,852	4,046
	津　別　町	33,682	8,917	24,764
	北　見　市	34,967	33,068	1,899
	訓　子　府　町	9,202	3,167	6,035
	置　戸　町	13,149	8,034	5,115
	佐　呂　間　町	7,679	7,679	—

（注１）四捨五入により合計があわないことがあります。
（注２）一般民有林の森林計画図は、北海道水産林務部林務局森林計画課並びに当該市町村を所管する総合振興局・振興局産業振興部林務課及び森林室に備え置き、道有林の森林計画図は、所管する森林室に備え置きます。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養（かん）の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養（かん）林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養（かん）林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し、生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、また、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおり

します。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域		望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
		水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林		身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的･文化的･知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育･生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育･生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育･生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。
		保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育･生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生育･生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

（2）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林の有する多面的機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮し、次のとおり計画します。

区　分		現　況	計画期末	増　減
面積	育成単層林（注1）（ha）	73,258	72,585	▲673
	育成複層林（注2）（ha）	23,099	25,597	2,498
	天然生林（注3）（ha）	50,663	48,838	▲1,825
森林蓄積（m^3／ha）		223	242	19

（注1）「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林をいいます。
（注2）「育成複層林」とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林をいいます。
（注3）「天然生林」とは、主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林をいいます。

《内訳》

ア　一般民有林

区　分		現　況	計画期末	増　減
面積	育成単層林（ha）	61,745	62,778	1,033
	育成複層林（ha）	9,757	10,549	792
	天然生林（ha）	33,659	31,834	▲1,825
森林蓄積（m^3／ha）		194	203	9

イ　道有林

区　分		現　況	計画期末	増　減
面積	育成単層林（ha）	11,513	9,807	▲1,706
	育成複層林（ha）	13,342	15,048	1,706
	天然生林（ha）	17,004	17,004	0
森林蓄積（m^3／ha）		296	340	44

２　その他必要な事項

（１）長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

（２）森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

（３）種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生育・生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

（４）当地域では、近年の道産木材に対する需要の高まりから、一般民有林においてカラマツ人工林の皆伐が進む一方、再造林が追い付かず、伐採跡地が増加傾向にあるなど、カラマツ人工林資源の保続が懸念されていることから、カラマツ人工林については計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の確実な造林による伐採跡地の発生防止及び過去の伐採跡地への造林による伐採跡地の解消に取り組むことにより、資源の平準化を図ります。

　資源の平準化にあたっては、市町村や森林組合、森林所有者等で組織する市町村森林整備計画実行管理推進チーム等が中心となって、当地域における伐採及び造林状況を適確に把握するとともに、森林・林業・木材産業関係者等とも積極的に情報を共有し、計画的な伐採及び伐採後の確実な造林を推進します。

　さらに、本計画書に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などを活用し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現を目指します。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

第２の１の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範となります。

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を示します。なお、立木の伐採・搬出にあたっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）に即した方法により伐採するとともに、第３の５の（５）林産物の搬出方法等及び第４の１の（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法と整合して伐採を行うこととします。

ア　立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

（ア）皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮します。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として２０ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

（イ）択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）とします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

イ　主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹

の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うこととします。

エ　複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

（2）立木の標準伐期齢に関する指針

本計画区にある主要な樹種について、次表のとおり立木の標準伐期齢に関する指針を示します。

立木の標準伐期齢は、市町村森林整備計画において、次表の林齢を基礎として、市町村内の標準的な自然条件及び社会的条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定められます。

なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、定めた林齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

樹　　種		林　齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	６０
	トドマツ	４０
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	３０
	その他針葉樹	４０
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	３０
	その他広葉樹	４０
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	６０
	〃　　広葉樹	８０
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	２５

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

（3）その他必要な事項

ア　林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置することとします。

イ　次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

ａ 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

ｂ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ｃ 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

ウ　伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

エ　伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

オ　特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

２　造林に関する事項

第２の１の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により造林することとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。

（１）人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

なお、人工造林の対象樹種及び標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）、伐採跡地の人工造林を実施すべき期間は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が人工造林を行う際の規範となります。

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

次のとおり、人工造林の対象樹種に関する指針を示します。

（ア）人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

（イ）多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽も考慮することとします。

（ウ）育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

次のとおり、人工造林の標準的な方法に関する指針を示します。

（ア）育成単層林を導入又は維持する森林

ａ　寒風害等の気象害及び病虫害等を考慮した、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

ｂ　効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

ｃ　地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

　なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

ｄ　植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

ｅ　コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第３の２の（１）のイの（ア）のｄの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

ｆ　植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

　なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

　また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】　　単位　本／ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	２，５００	２，５００	２，５００	２，５００	３，５００
中庸仕立て	２，０００	２，０００	２，０００	２，０００	２，５００
疎仕立て	１，５００	１，５００	１，５００	１，５００	１，５００

（イ）育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

（２）天然更新に関する指針

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

なお、天然更新の対象樹種及び標準的な方法、伐採跡地の天然更新を実施すべき期間は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が天然更新を行う際の規範となります。

ア　天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

次のとおり、天然更新の標準的な方法に関する指針を示します。

（ア）天然更新完了の判断基準

２の（２）のウに定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に５０cm 程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種（注１）の稚幼樹等（注２）が、幼齢林（注３）では成立本数が立木度（注４）３以上、幼齢林以外の森林では林地面積（注５）に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に５０cm 程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度３以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について（平成２４年５月１５日付け森林第１１１号森林計画課長通知）」によることとします。

（注１）「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が１０m以上になる樹種です。
（注２）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。
（注３）「幼齢林」とは、伐採後おおむね１５年生未満の森林をいいます。
（注４）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度３は期待成立本数の３割が更新した状態をいいます。

立木度＝現在の林分の本数／当該林分の期待成立本数（注６）×１０

（注５）「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注６）「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300 本/ha
中層	3,300 本/ha
下層	10,000 本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300 本/ha
上層（その他の針葉樹）	600 本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

（イ）天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（６～８月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、市町村森林整備計画において定められます。

①　気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

②　水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣における主伐箇所の天然更新の状況などを勘案することとします。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
④ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

（4）その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

第２の１の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施することとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法並びに保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において定められ、森林所有者等が間伐及び保育を行う際の規範となります。

（1）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

次のとおり、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針を示します。

ア 間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

イ 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹種（生産目標）	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ【グイマツとの交配種を含む】（一般材）	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350 本/ha	14～18	21～25	29～33	37～41	―	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35%
トドマツ（一般材）	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	16～20	23～27	31～35	42～46	―	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35%
アカエゾマツ（一般材）	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	19～23	26～30	33～37	42～46	53～57	選木方法：定性及び列状 間伐率(材積率)：20~35%

（注１）「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き」（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）などを参考とした。
（注２）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

ウ 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械化による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、

施業の省力化・効率化に努めることとします。

（２）保育の標準的な方法に関する指針

次のとおり、保育の標準的な方法に関する指針を示します。

ア　下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ　除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

ウ　つる切り

育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

（３）その他必要な事項

枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により行うこととします。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の区域の基準は次のとおりとします。

なお、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法は、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等に基づき形成された地域の合意等を勘案して、市町村森林整備計画で定められます。

（１）公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

区域の設定の基準及び森林施業の方法に関する指針

【共通ゾーニング】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
水源涵養林	水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林班単位等で面的に定める。	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図る。
山地災害防止林	山地災害防止機能/土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、林況、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とする。 なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

（注）「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乗せゾーニング(注１)】

森林の区域		区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン		水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定める。 特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年条例第９号）第 17 条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、林小班単位で定める。	伐採面積の縮小(注2)及び伐採箇所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととする。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則２０m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める。	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えることとする。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。

（注１）「上乗せゾーニング」とは、北海道の森林・林業の現状や課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乗せして設定されたゾーニングです。

（注２）皆伐を行う場合の面積は、原則として１０ヘクタールを上限として市町村森林整備計画で定めることとします。

（2）木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう定めるものとします。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

区域の設定の基準及び施業の方法に関する指針

森林の区域		区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林		林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
	特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めることとします。

樹　　種	主　伐　時　期	仕立て方法	（参考）主伐時期の平均直径
カラマツ （グイマツとの交配種を含む）	50 年	中庸仕立て	38cm
トドマツ	55 年	中庸仕立て	27cm
アカエゾマツ	70 年	中庸仕立て	30cm

（3）その他必要な事項

特になし

5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道、林業専用道及び森林作業道（以下、「林道等」という。）は、国土の保全、地球温暖化防止等の多面的機能を有する森林の適切な整備及び保全の推進、効率的かつ安定的な林業経営の確立のため必要不可欠であるとともに、山村の生活環境の維持、都市との交流や連携、地域の振興等に重要な役割を果たしています。

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、森林に関する気候、地形、地質、土壌等の自然条件、当該林道等に係る集落からの距離等の社会的条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、傾斜区分と搬出に係る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、基幹路網（林道、林業専用道）及び森林作業道を適切に組み合わせて整備することとします。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送への対応の視点を踏まえて推進することとします。

特に、林道の開設にあたっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収穫運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進することとします。

なお、既設林道の改築改良にあたっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとします。

基幹路網（注）の現状（令和７年３月現在）

単位　延長：ｋｍ

区　　分		路線数	うち林業専用道	延　長	うち林業専用道
民　有　林		247	21	708.2	45.2
	一般民有林	98	8	314.0	15.2
	道　有　林	149	13	394.2	30.0

（注）「基幹路網」とは、林道及び林業専用道をいいます。

（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する基本的な考え方

ア　路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次の表を目安として基幹路網（林道、林業専用道）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとします。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位　路網密度：ｍ／ｈａ

区　　分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地（ 0°～ 15°）	車両系作業システム（注１）	１１０以上	３５以上
中傾斜地（15°～ 30°）	車両系作業システム	８５以上	２５以上
急傾斜地（30°～ ）	架線系作業システム（注２）	２０＜１５＞以上	２０＜１５＞以上

（注１）　『車両系作業システム』とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。
（注２）　『架線系作業システム』とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。
（注３）　『急傾斜地』の＜＞書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

イ　作業システムに関する基本的な考え方

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

間伐等の森林施業を実施する計画があり基幹路網を開設する予定がある区域や、森林施業を実施することが望ましいものの既設路網がなく基幹路網の開設が必要な区域を、市町村森林整備計画において路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとします。

（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道、林業専用道及び森林作業道の整備にあたっては、それぞれ林道規程（昭和４８年４月１日付け４８林野道第１０７号林野庁長官通知）、北海道林業専用道作設指針（平成２３年３月３１日付け森計第１２８０号北海道水産林務部長通知）及び北海道森林作業道作設指針（平成２３年３月３１日付け森整第１２１９号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとします。

（５）林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」を踏まえ、適切な搬出方法を定めることとします。

イ　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の自然条件から判断して、搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障を生ずると認められる森林を次のとおり定めます。

なお、搬出の方法は、地表の損傷を極力避けるため、ウィンチ等による集材を採用するなど、重機械類の林内走行をできるだけ少なくするとともに、集材路等については既設路線の使用に努め、労働安全上やむを得ず新設する場合も必要最小限にとどめるなど、方法を適切に選択して森林の更新又は土地の保全に与える影響を可能な限り小さくすることとします。

単位　面積：ｈａ

区　　分		森林の所在	面　　積	搬出方法
総　　数		該当なし		
市町村別内訳				

（６）その他必要な事項

ア　土場、作業施設その他の森林整備に必要な施設の整備にあたっては、地形・傾斜等地域の特性に応じ、集約化施業や高性能林業機械による低コスト作業に対応するなど、木材等の合理的な搬出を行うために必要な施設として整備し、適切に管理することとします。

イ　林道等通行の安全確保のため、標識や安全施設の整備に努めるとともに、機能保全や災害の未然防止のため、林道等の適切な維持管理に努めることとします。

　また、通行の安全を確保するため必要に応じて、通行を禁止する安全施設の整備を講ずるものとします。

ウ　林道の開設等にあたっては、開設現場周辺の確認や必要に応じて専門家等への相談を行うなど、希少鳥類（オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、シマフクロウ等）に配慮することとします。

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、地域材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

また、森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容と

する施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら経営管理を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで森林の経営管理の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

ア　人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ICT 等を活用したスマート林業など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成します。

北森カレッジでは地域や産学官と連携したオール北海道の体制の下、道内各地の特徴ある森林を活用した実践的な教育により、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身につけ、将来的に企業等の中核を担い、道内各地で活躍できる地域に根ざした人材を育成します。

また、地域の林業事業体や教育機関、市町村などで構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住希望者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。

さらに、就業後は、教育・能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るための研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種との連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワークづくりの支援などの取組を促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めます。

イ　林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こし

や経営の多角化・協業化、合併等を支援し経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、組合間の事業連携等の促進を図り、持続的な森林経営を担う森林組合の育成に努めることとします。

また、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

（4）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

木材の生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、ハーベスタ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による作業システムを促進します。

また、ICT 等の先進技術を幅広く活用したスマート林業を展開し、安全で効率的な森林施業の定着を推進します。

（5）林産物の利用の促進に関する方針

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携による特色のある取組、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成 23 年３月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

ア　木材流通の合理化

原木流通の合理化を推進するため、共同で利用できる山土場、ストックポイント等、原木流通施設の整備を行い、流通ロットの拡大や原木供給の安定化・効率化等を図ります。

また、流域森林・林業活性化センター等による流域内の森林所有者、素材生産業者間の合意形成を進め、生産コストの低減や計画的、安定的な素材生産を行うため、事業の共同化・協業化、出材ロットの拡大等を推進します。

イ　木材産業の体質強化

消費者ニーズを的確に把握し、地域材を利用する意識や理念が共感・共有されるよう、HOKKAIDO WOOD ブランドを活用した情報発信や企業等と連携した需要拡大を図ります。

また、木材産業の競争力を強化するため、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入などにより、原木の安定供給を図るとともに、木材加工流通体制を整備し、加工・流通コストの低減を図ります。

ウ　木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。

特に、大規模バイオマス発電施設の稼働状況や、地域の需要動向等を踏まえ、地域関係者が連携して需給情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、林地未利用材を安定的に供給する体制づくりを進めます。

（６）その他必要な事項

森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により山村における定住を促進することとします。

また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進することとします。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めることとします。

第４　森林の保全に関する事項

１　森林の土地の保全に関する事項

（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

地形、地質、土壌等を勘案し、森林の施業及び土地の形質変更にあたって特に森林の土地の保全に留意すべき森林を次のとおり定めます。

単位　面積：ha

区　　分	面　　積
民　有　林	（1,837） 37,250
一般民有林	（―） 3,052
道　有　林	（1,837） 34,198

（注）（　　）は普通林で内数

〈内　訳〉

ア　一般民有林

単位　面積：ha

区　　分	地　　区（注1）	面積（注2）	留意すべき事項	該当する森林の種類（注3）
斜里町	4、5、10、11、15、18～20、22、25、31、36、37、45	356	山地災害の防止	土、干、魚、砂
清里町	17～19	7	山地災害の防止	土、崩
小清水町	11、15	4	水源の涵養 山地災害の防止	水、崩
大空町	36、1006、1007、1009、1024、1025、1027、1033 ～ 1037 、 1047 、1049、1073	254	水源の涵養 山地災害の防止	水、土、崩、干、砂
網走市	24、35、36、41、53～57、59、62、66、69、75、94	165	山地災害の防止	土、崩、砂、急
美幌町	6、18、24、48、66～68、88～90、92、97～102、104、105、107、108	802	水源の涵養 山地災害の防止	水、土、崩、干、砂
津別町	3、5、9、10、12～14、16、18～23、38、39、43、45～48、50～53	518	水源の涵養 山地災害の防止	水、土、崩
北見市	2、11、14、21、22、38、45、46、49、53～55、65、69、72、79、86、1007、1012、1013、1017、1024、2032、2035、2041、2043、2044、2047、2052、2064、2082、2085、2086、	659	水源の涵養 山地災害の防止	水、土、崩、飛、魚、砂、急

単位　面積：ha

区　　分	地　　区（注1）	面積（注2）	留意すべき事項	該当する森林の種類（注3）
	2089、2090、2092、3001、3005～3008、3010、3011、3015、3022、3025～3028			
訓子府町	5、7、8、11～14、16、18、19、21～25、27、30、31、38、40、41	72	山地災害の防止	土、崩、砂
置戸町	1、11、13、26、32、33、35、52、58、66、67、70、73	101	水源の涵養 山地災害の防止	水、土、落、砂
佐呂間町	28、29、48、50、51、55、59、62、63、66、68、71、78、83	114	水源の涵養 山地災害の防止	水、土、崩、砂

（注1）『地区』は該当する林班、（　）は普通林又は普通林が含まれる林班
（注2）『面積』は森林調査簿による。（　）は普通林で内数
（注3）『該当する森林の種類』の略称は P62『付表　森林の種類一覧表』のとおり

イ　道有林

単位　面積：ha

区　　分	地　　区（注1）	面積（注2）	留意すべき事項	該当する森林の種類（注3）
美幌町	76～92、94、96、98、100	2,994	水源の涵養 山地災害の防止	水、土
津別町	101～106、108～162、167～225	22,586	水源の涵養 山地災害の防止	水、土、落、魚
北見市	64～67	679	水源の涵養 山地災害の防止	水、土、砂
訓子府町	26、27、30、33、37、42～49、51～63	3,804	水源の涵養 山地災害の防止	水、土、砂
置戸町	（1～4）、5～8、（9～13）、14～18、24、25	（1,837） 4,135	水源の涵養 山地災害の防止	水、土、干、普

（注1）『地区』は該当する林班、（　）は普通林又は普通林が含まれる林班
（注2）『面積』は森林調査簿による。（　）は普通林で内数
（注3）『該当する森林の種類』の略称は P62『付表　森林の種類一覧表』のとおり

（2）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

第3の5の（5）を踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して、特に林産物の搬出方法を特定しなければ、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の土地の保全に支障が生ずると認められる森林を次のとおり定めます。

単位　面積：ha

区　　分		森林の所在	面　　積	搬出方法
総　　数		該当なし		
市町村別内訳				

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア　土地の形質を変更する場合は、その規模及び実施地区について、周辺の状況、地形、地質、土壌等の自然条件を十分に勘案して決定することとします。特に、集材路等を設置する際は、第３の５の（５）を踏まえ、設置することとします。

イ　切土、盛土を行う場合は、法面について風化・浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとします。

ウ　太陽光発電設備を設置する場合は、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準を適正に運用するほか、地域住民の理解を得る取組を実施することとします。

　加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

エ　その他土地の形質の変更にあたっては、その態様に応じて土砂の流出又は崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとします。

（４）その他必要な事項

　土砂の流出又は崩壊のおそれがある地域については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、複層林施業や長伐期施業を推進することとします。

２　保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

　山地災害の危険性が高い地区の的確な把握や、流域保全の観点から各種被害の防止に各関係機関が連携して取り組むとともに、地域における避難体制の整備などのソフト対策と連携した減災に効果的な事業を推進することとします。

　また、これらの事業の実施にあたっては、環境との調和に努めるとともに総合的なコスト縮減を図ることとします。

（２）保安施設地区の指定に関する方針

　森林の災害復旧等を治山事業（保安施設事業）で実施するためには原則保安施設地区の指定が必要ですが、保安施設地区の指定の有効期間の満了時に森林であるものは引き続き保安林として管理されることなどから、通常は保安林の指定が確実である場合は、保安施設地区の指定を省略して差し支えないこととして取り扱っています。

　しかしながら、土地の権利の調整や法令に係る制限の調整等、保安林指定に時間を必要とする場合は、治山事業実施の緊急性を踏まえて、必要な限度において保安施設地区の指定を行うこととします。

（３）治山事業の実施に関する方針

　治山事業は、保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を

守り、森林の有する水源涵養機能を高めるなど緑豊かな生活環境の保全・形成等をめざしている事業で、事業の実施にあたっては、流域治水の取組と連携しながら、次のとおり対策に努めることとします。

ア　山崩れ、土石流、地すべり、なだれなどの山地災害によって住宅や学校、道路等の公共施設が被害を受けるおそれがある森林、重要な水源流域及び市街地周辺等の森林等において治山施設を設置することにより、より防災機能の高い森林を造成するよう努めることとします。

イ　山崩れなどの災害が発生した場合、再び災害が発生しないように速やかに復旧するよう努めることとします。

ウ　流木被害のおそれがある渓流においては、流木捕捉式治山ダムの設置や流木危険木の除去など、流木の発生を抑制するよう努めることとします。

エ　海岸防災林等の整備・強化により、津波被害や風害が軽減されるよう努めることとします。

（４）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期等を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

（５）その他必要な事項

保安施設等の整備にあたっては、第３の１の（３）のオにおける森林施業と同様の取扱いに努めることとします。

３　鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法の方針は次のとおりとします。

なお、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、市町村森林整備計画で定められます。

（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア　区域の設定の基準

区域の設定対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）」及び、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林であって、人工林であることを基本としますが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含めて設定できることとします。

また、区域は必要に応じて、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することができることとしま

す。

なお、区域は林班を単位として設定することとします。

イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を単独又は組み合わせて推進することとします。この際、地域の関係機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画）

特に、生息密度が高い地域においては被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生した、又はそのおそれのある森林については適切な鳥獣害防止対策を早期に実施するよう努めることとします。

（ア）忌避剤の散布や侵入防止柵の設置又は改良、保護具の設置、枝条巻き等の植栽木の保護措置の実施及び現地調査等によるモニタリングの実施のほか、森林内におけるシャープシューティングやモバイルカリング等の効率的な捕獲等を実施することとします。

（２）その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集を行うこと等により確認することとします。

食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種を検討することとします。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととします。特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとします。

（１）森林病害虫等の被害対策の方針

カラマツハラアカハバチ、マイマイガ、カシノナガキクイムシ等の森林病害虫については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本計画区においては確認されておりませんが、渡島檜山森林計画区において初めて確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

ア　エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐そ性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。

　また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置等の対策を実施することとします。

イ　鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

ウ　森林の保護にあたっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

（３）林野火災の予防の方針

　山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

　また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

　なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

（４）その他必要な事項

ア　気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ　森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

　また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然公園指導員、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、生物多様性保護監視員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の一体的な整備の推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林です。

保健機能森林の区域や整備に関する事項は、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、次の事項を指針として、市町村森林整備計画で定められます。

（１）保健機能森林の区域の基準

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域特別地区内の森林

② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林

③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

（２）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア　保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこととします。

イ　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。）を定めることとします。

ただし、保健機能森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く。）を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないこととし、区域内に道自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画しないこととします。

なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成 25 年２月 26 日農林水産省令第５号）」によることとします。

ウ　その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理並びに防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全等の確保に留意することとします。

なお、保健機能森林の設定・整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うこととします。

第６　計画量等

１　間伐立木材積その他の伐採立木材積

第２の１の（１）に定める「森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」の実現を図るため、計画期間中の伐採立木材積を次のとおり計画します。

単位　材積：千m^3

区　分	総　数			主　伐			間　伐		
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
民　有　林	5,350	5,118	232	4,091	3,871	220	1,259	1,247	12
一般民有林	4,595	4,415	180	3,843	3,663	180	752	752	0
道　有　林	755	703	52	248	208	40	507	495	12

【前半５ヵ年の計画量】

単位　材積：千m^3

区　分	総　数			主　伐			間　伐		
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹
民　有　林	2,679	2,566	113	2,060	1,954	106	619	612	7
一般民有林	2,304	2,218	86	1,937	1,851	86	367	367	0
道　有　林	375	348	27	123	103	20	252	245	7

２　間伐面積

第２の１の（１）に定める「森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」の実現を図るため、計画期間中の間伐面積を次のとおり計画します。

単位　面積：ha

区　分	間　伐	
		前半５ヵ年の計画量
民　有　林	23,605	11,371
一般民有林	18,172	8,658
道　有　林	5,433	2,713

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

第２の１の（１）に定める「森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」の実現を図るため、計画期間中の造林面積を次のとおり計画します。

単位　面積：ha

区　分	総　数		人工造林		天然更新	
		前半５ヵ年の計画量		前半５ヵ年の計画量		前半５ヵ年の計画量
民　有　林	23,802	11,432	18,451	8,815	5,351	2,617
一般民有林	21,792	10,427	16,441	7,810	5,351	2,617
道　有　林	2,010	1,005	2,010	1,005	0	0

４　林道の開設及び拡張に関する計画

第２の１の（１）に定める「森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、次のとおり計画します。

（１）一般民有林

単位　延長：km　面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位　置（市町村）	路線名	延長（注 1）	箇所数	利用区域面積	前半５ヵ年の計画箇所	備考
開設	自動車道		小清水町	神浦		1			
〃	〃		〃	上徳		1			
	小計					2			
開設	自動車道		大空町	栄		1			
〃	〃		〃	住吉３号		1			
	小計					2			
開設	自動車道		網走市	能取８林班		1			
〃	〃		〃	平和福山		1			
	小計					2			
開設	自動車道		津別町	梅津		1			
〃	〃		〃	三好沢４号		1			
	小計					2			
開設	自動車道		北見市	忠志		1			
〃	〃		〃	二区		1			
〃	〃		〃	紅葉山		1			
〃	〃		〃	丸山７号		1			
〃	〃	林業専用道	〃	西相内第１		1			
〃	〃	〃	〃	西相内第２		1			
	小計					6			
開設	自動車道		置戸町	雄勝		1			
〃	〃		〃	石塚		1			
〃	〃		〃	境野雄勝		1			
〃	〃		〃	川南置戸		1			
	小計					4			
	合計				－	18			

単位　延長：km　面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位　置（市町村）	路線名	延長（注 1）	箇所数	利用区域面積	前半５ヵ年の計画箇所	備考
拡張	自動車道（改良）		津別町	美濃島沢支		20			幅員拡張
	小計					20			
拡張	自動車道（改良）		北見市	西相内豊金		5			法面保全
〃	〃		〃	〃		2			局部改良
〃	〃		〃	八方台		2			法面保全
〃	〃		〃	大東		2			局部改良
	小計					11			
	合計				－	31			

（注１）延長は前半５カ年の計画のみの記載

（２）道有林

単位　延長：km　面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位　置（市町村）	路線名	延長（注 1）	箇所数	利用区域面積	前半５ヵ年の計画箇所	備考
開設	自動車道		津別町	二股	4.7	1	1,130	○	起点：津別町字二又 終点：津別町字二又
〃	〃		〃	添別越		1	780		起点：津別町字二又 終点：津別町字二又
	小計				4.7	2			
開設	自動車道	林業専用道	北見市	下別着の沢	1.2	1	80	○	起点：北見市開成 終点：北見市開成
	小計				1.2	1			
	合計				5.9	3			

（注１）延長は前半５カ年の計画のみの記載

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に即し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置

いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積、計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を、それぞれ次のとおり計画します。

ア　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積：ha

区　分	保安林総数（実面積）	前半５ヵ年の計画面積	水源涵養のための保安林（注１）	前半５ヵ年の計画面積	災害防備のための保安林（注2）	前半５ヵ年の計画面積	保健、風致の保存等のための保安林（注３）	前半５ヵ年の計画面積
民　有　林	37,237	37,173	14,797	14,778	20,363	20,318	6,581	6,581
一般民有林	4,239	4,175	804	785	3,394	3,349	473	473
道　有　林	32,998	32,998	13,993	13,993	16,969	16,969	6,108	6,108

（注１）水源かん養保安林に該当する
（注２）土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火保安林に該当する
（注３）魚つき、航行目標、保健、風致保安林に該当する
（注４）総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

（ア）一般民有林

単位　面積：ha

指定／解除	種　類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備　考
		市町村	区域		前半５ヵ年の計画面積		
指定	水源涵養のための保安林	佐呂間町	字朝日	19	—	水源の涵養	
		小計		19	—		
	災害防備のための保安林	津別町	字沼沢	330	330	土砂の流出の防備	
		佐呂間町	字富武士	13	—	〃	
			栃木	31	—	〃	
			幌岩	1	—	風害の防備	
		小計		375	330		
	合計			394	330		
解除	災害防備のための保安林	網走市	台町	0	0	指定理由の消滅	29㎡
		小計		0	0		
	合計			0	0		

（イ）道有林

単位　面積：ha

指定／解除	種　類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備　考
		市町村	区域		前半５ヵ年の計画面積		
指定	水源涵養のための保安林	訓子府町	字開盛	517	517	水源の涵養	
		小計		517	517		
	合計			517	517		

ウ　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位　面積：ha

区分		指定施業要件の整備区分				
		伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林	民有林	－	－	－	－	－
	一般民有林	－	－	－	－	－
	道有林	－	－	－	－	－
災害防備のための保安林	民有林	－	－	277	348	277
	一般民有林	－	－	277	348	277
	道有林	－	－	－	－	－
保健、風致の保存等のための保安林	民有林	－	－	－	－	－
	一般民有林	－	－	－	－	－
	道有林	－	－	－	－	－

（2）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

計画期間中に指定することを相当する森林の所在別面積を次のとおり計画します。

ア　一般民有林

単位　面積：ha

森林の所在		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域		前半５ヵ年の計画面積		
該当なし					

イ　道有林

単位　面積：ha

森林の所在		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域		前半５ヵ年の計画面積		
該当なし					

（3）実施すべき治山事業の数量

道民の安全・安心の確保を図る観点から、第２の１に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に即し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画量を次のとおり計画します。

単位　地区

区　分	治山事業施行地区数	
	合　　計	
		前半５ヵ年の計画地区
民　有　林	25	13
一般民有林	18	10
道　有　林	7	3

《内訳》

ア　一般民有林

単位　地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備　考
市　町　村	区　　域		前半５ヵ年の計画地区数		
斜里町	真鯉・日の出	1	1	山腹工	
	遠音別村字留砂	2	1	渓間工	
大空町	女満別朝日	1	1	森林整備	
	東藻琴末広	1	1	森林整備	
網走市	大曲	1	1	山腹工	
	緑町	1	0	渓間工	
	新町	1	0	山腹工	
	駒場	1	0	山腹工	
	台町	1	1	山腹工	
	向陽ケ丘	1	0	山腹工	
北見市	美里	1	1	山腹工	
	常呂町字福山	1	1	渓間工	
	端野町協和	1	1	渓間工	
	留辺藥町宮下	1	1	山腹工	
置戸町	雄勝	1	0	山腹工	
	北光	1	0	山腹工	
訓子府町	豊坂	1	0	渓間工	
合計		18	10		

イ　道有林

単位　地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備　考
市　町　村	区　　域		前半５ヵ年の計画地区数		
北見市	若松	1	1	渓間工	
美幌町	栄森	1	0	渓間工	
津別町	二又	1	0	渓間工	
	最上	1	0	渓間工	
	沼沢	1	1	森林整備	
	岩富	1	0	山腹工	
訓子府町	美園	1	1	渓間工	
合計		7	3		

６　要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期

要整備森林の所在及び面積、実施すべき施業の方法及び時期を次のとおり定めます。

ア　一般民有林

単位　面積：ha

特定保安林（注１）	市町村	要整備森林									その他必要な事項	備　考
		番号	所在		面積	実施すべき施業の方法及び時期等（注２）						
			位置	林小班		区分	種類	面　積	方法	時　期		
該当なし												

（注１）『特定保安林』の上段は管理番号、下段は略称で、P62『付表　森林の種類一覧表』のとおり
（注２）伐採の方法の区分は次のとおり
　　Ⅰ：伐採率　７１～１００％
　　Ⅱ：伐採率　３１～７０％
　　Ⅲ：伐採率　３０％以下

イ　道有林

単位　面積：ha

特定保安林（注１）	市町村	要整備森林									その他必要な事項	備　考
		番号	所在		面積	実施すべき施業の方法及び時期等（注２）						
			位置	林小班		区分	種類	面　積	方法	時　期		
該当なし												

（注１）『特定保安林』の上段は管理番号、下段は略称で、P62『付表　森林の種類一覧表』のとおり
（注２）伐採の方法の区分は次のとおり
　　Ⅰ：伐採率　７１～１００％
　　Ⅱ：伐採率　３１～７０％
　　Ⅲ：伐採率　３０％以下

第７　その他必要な事項

１　保安林その他制限林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令及び道が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い法令等に基づく施業方法で行います。

なお、制限林の種類、所在及び面積等については、別表のとおりです。

（１）保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第３３条及び第４４条の規定により定めた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は、森林法第３４条の許可又は第３４条の２若しくは第３４条の３の届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林、保安施設地区ごとに定めていますが、その基準や留意点は次のとおりです。

ア　立木の伐採の方法

（ア）伐採種

主伐における伐採方式（伐採種）は次のａ～ｃの３区分です。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

ａ　禁　伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。

ｂ　択　伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は１０m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が０．０５ヘクタール未満であるもの。

ｃ　皆　伐：伐採種を定めないもので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

（イ）伐期齢

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

（ウ）特　例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

ａ　期　間：特例の期間は指定後１０年以内とされています。

ｂ　伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。

ｃ　伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採をすることができます。

（エ）間　伐

樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所でなければ間伐に係る伐採をすることはできません。

イ　立木の伐採の限度

（ア）皆伐面積の限度

ａ　保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年２月１日に知事が公表する翌伐採年度（４月１日から翌年３月３１日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲（限度公表）を超えて伐採することはできません。

ｂ　限度公表は、２月１日のほか６月、９月、１２月の各月の１日に、残期間分の伐採限度を公表します。

ｃ　大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を２０ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度をこえて伐採することはできません。

ｄ　防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅２０m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

（イ）択伐材積の限度

ａ　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率(注)を乗じた材積としています。

（注）択伐率＝（森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積）／森林の立木材積
（上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。）
なお、１０分の３をこえる場合は１０分の３とします（ただし次のウに記す植栽指定が課せられた森林については１０分の４をこえる場合は１０分の４とします。）。

ｂ　保安林の指定後最初に行う択伐にあっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

（ウ）間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の１０分の３．５をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が１０分の８を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年以内において１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

ウ　植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

（ア）植栽の方法

ａ　次の（ウ）に記した指定樹種の満１年以上の苗を、（ウ）に記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。

ｂ　択伐指定の箇所については、上記ａに関わらず、ａの本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

（イ）植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽しなければなりません。

（ウ）植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの１ヘクタール当たりの植栽本数を定めています。

（２）自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法第２０条又は第２１条の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例第１０条の規定による許可が必要です。

【特別地域内における制限】

区　分	制　限　内　容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐です。
第　１　種 特 別 地 域	（１）第１種特別地域内の森林は、禁伐です。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 （２）単木択伐法は次の規定により行います。 ア　伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に１０年以上を加えて決定します。 イ　択伐率は現在蓄積の１０％以内です。
第　２　種 特 別 地 域	（１）第２種特別地域内の森林の立木の伐採は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができます。 （２）道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によります。 （３）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。 （４）択伐率は、用材林においては現在蓄積の３０％以内とし、薪炭林においては６０％以内です。 （５）特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 （６）皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア　一伐区の面積は、２ヘクタール以内とします。 ただし、疎密度３より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ　伐区は、更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第　３　種 特 別 地 域	第３種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けません。

（３）砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第４条、砂防法施行条例第３条及び砂防法施行細則第２条の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が１ヘクタール未満となるよう留意することとします。

（４）鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第２９条第７項の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱いは次のとおりです。

ア　伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐です。

その他の森林にあっては、伐採種は定められていません。

イ　地域森林計画の初年度以降５年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の５倍です。

ウ　保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

（５）史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第１２５条及び北海道文化財保護条例第３５条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

（６）その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。
なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のとおりです。

【その他の制限林における法令等】

その他の制限林	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条

２　その他必要な事項

（１）森林の整備・保全及び利用に対する道民の理解の促進に関する事項

計画的な森林の整備・保全を進めるためには、森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している道民の理解が不可欠です。このため、道民生活に身近な木材や森林とのふれあいを通じて、道民の豊かな心を育む「木育」の取組を進め、森林の整備・保全及び利用に対する道民の理解の促進に努めることとします。

ア　道民の理解の促進

森林の整備・保全及び利用に対する道民の理解を促進するためには、身近な森林に対する関心を高めることが必要です。このことから、地域の情報誌やポスター、テレビ、インターネット等のマスメディアの積極的な活用や地域イベントを通じて、身近な森林や森林づくり活動、森林のはたらき、森林に生育・生息する野生生物に関する情報の提供に努めることとします。

イ　森林とのふれあいの機会の充実

森林とのふれあいの場を確保するため、林道の安全通行の確保を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点から高齢者なども森林散策を楽しめる遊歩道などの整備を進めることとします。

また、森林の整備・保全及び利用に対する道民の積極的な参加を進めるため、地域林業の指導的立場にある指導林家や林業グループ、森林ボランティア団体、木育マイスター等との連携を図り、植樹祭や木育教室等の開催など森林や木材とふれあう機会を提供します。

森林とのふれあいを実りあるものにするためには、山林での事故防止に努めることが大切です。このことから、山火事や林道での交通事故の防止、また、遭難やヒグマとの遭遇の回避方法など、入林者に対するマナーやルールの普及啓発に努めることとします。

ウ　青少年の学習の機会の確保

（ア）青少年の学習機会の確保

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する道民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む「木育」の取組を進めることとします。

その一環として、子どもの健やかな成長と豊かな情緒の発達を促すため、親子がともに木製遊具にふれ親しむ場等を提供し、子どもの人格形成に重要な時期である乳幼児期から、「あそび」を通じて体感的に森林や木材利用の大切さを理解できるよう努めることとします。

また、小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会を確保するとともに、道有林の活用や道民の森などの森林学習施設の整備など、青少年が自ら森林について学ぶことができるための環境の整備を図ることとします。

また、木のぬくもりや香りを体感し木の良さを認識してもらうため、学校施設や学童用机、遊

具等における木材の利用を進めることとします。

（イ）青少年の活動を担う指導者の育成

森林の役割や整備等の重要性についての学習活動を進めるため、教育関係者と連携した研修会の開催など、指導者の育成に努めることとします。

エ　道民の自発的な活動の促進

森林の整備及び保全に意欲のある住民団体等が活動しやすい環境を整備するため、活動フィールドの確保等を図る「北の里山」登録制度を活用し、植樹や下刈り、枝打ち等のボランティア活動を実施するフィールドや森林づくり活動に関する情報の提供に努めることとします。

また、森林づくり活動の技術研修会の開催や森林づくり活動を行う団体が相互の情報を交換できるネットワークづくりを進め、自発的な活動を促進することとします。

（2）国有林と民有林が一体となった森林づくり

北海道森林管理局と連携して、森林資源の循環利用の推進による地域産業の活性化や雇用の創出、森林の整備・保全の推進による森林の有する公益的機能の持続的な発揮、木育の理念をもとにした道民との協働による森林づくりに向けた取組を実施します。

Ⅲ　別表

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

1　一般民有林

単位　面積：ha

種類（注1）	森林の所在		面積（注2）	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	（重複制限林）
水	小清水町	もこと山	0	保安林の指定施業要件の範囲内とする。		健、国一
	大空町	東藻琴山園	15			
	美幌町	日並、登栄	373			
	津別町	上里、恩根	367			
	北見市	留辺藥町滝の湯、常呂町字吉野	21			
	置戸町	常元	8			健
	佐呂間町	仁倉	0			
小計			785			
土	斜里町	富士、ウトロ香川、ウトロ中島、日の出、真鯉	143			潮、魚、鳥、国保
	清里町	青葉	1			
	大空町	女満別住吉、東藻琴末広	123			
	網走市	稲富、栄、音根内、呼人、山里、昭和	26			
	美幌町	昭野、美和、字美和、字昭野、美富、福住、田中、豊岡、美禽、栄森、古梅	416			
	津別町	本岐、木樋、沼沢、高台、恩根、共和、最上、活汲、美都、布川、大昭、二又、相生	149			
	北見市	上仁頃、大正、留辺藥町花丘、留辺藥町川北、留辺藥町金華、常呂町字日吉、南丘、常呂町字共立、常呂町字常呂、西相内、住吉、常呂町字福山、留辺藥町滝の湯、富里、本沢、常呂町字豊川、常呂町字富丘、端野町協和	490			健
	訓子府町	駒里、豊坂、清住、北栄、西富、大谷、協成	46			
	置戸町	拓殖、川南、秋田、境野、豊住	84			
	佐呂間町	川西、中園、知来	83			
小計			1,560			
崩	清里町	青葉、清泉	6			
	小清水町	上徳	3			
	大空町	東藻琴末広	1			

単位　面積：ha

種類（注1）	森林の所在		面積（注2）	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	（重複制限林）
崩	網走市	向陽ヶ丘１丁目、向陽ケ丘２丁目、向陽ケ丘３丁目、向陽ケ丘６丁目、明治、天都山、台町２丁目、台町１丁目、台町３丁目、駒場、鱒浦、鱒浦１丁目、つくしヶ丘５丁目、桂町１丁目、桂町、南１０条西２丁目、海岸町、駒場北１丁目、錦町、南１３条西３丁目、南１４条西３丁目、緑町、大曲、呼人	103	保安林の指定施業要件の範囲内とする。		健、史、定二
	美幌町	昭野、美禽、美富	7			
	津別町	共和、恩根、豊永、布川、活汲、東岡	17			健
	北見市	留辺藥町宮下町、美里、常呂町字常呂、端野町川向、北陽、端野町緋牛内、端野町協和	57			史
	訓子府町	北栄、西富、開盛、協成、東幸町、緑丘、高園、弥生	14			
	佐呂間町	東	10			
小計			219			
飛	北見市	常呂町字栄浦、常呂町字岐阜	27			魚、定二
小計			27			
風	斜里町	美咲、大栄、富士、以久科南、豊里、越川、三井、来運、峰浜、日の出	177			砂
	小清水町	元町二丁目、元町一丁目	13			健
	大空町	東藻琴大進、東藻琴栄、東藻琴西倉、東藻琴明生、東藻琴新富、女満別中央、女満別大東、女満別湖南、女満別昭和、女満別朝日、女満別大成、東藻琴千草、東藻琴、女満別豊里、女満別開陽、東藻琴山園、女満別本郷、女満別西３条１丁目	373			
	網走市	北浜、能取	2			
	美幌町	美富、豊幌、稲美、田中、瑞治、報徳	31			
	北見市	広郷、北上、常呂町字栄浦、端野町緋牛内、常呂町字東浜、常呂町字岐阜	152			魚、健、史、定二
	訓子府町	福野、日出、柏丘、穂波、実郷、西富、清住	114			
	佐呂間町	知来、浜佐呂間、仁倉、富丘、朝日、川西、武士、中園、啓生、共立、大成、幌岩	91			魚、健、定二
小計			954			
潮	斜里町	真鯉、日の出、美咲、朝日町	74			土、魚

単位　面積：ha

種類（注1）	森林の所在		面積（注2）	施業方法		備考（重複制限林）
	市町村	区域		伐採方法	その他	
小計			74	保安林の指定施業要件の範囲内とする。		
干	斜里町	来運	6			
	大空町	東藻琴山園、東藻琴清浦、東藻琴末広	86			
	美幌町	栄森	2			
小計			94			
落	置戸町	北光、置戸	3			
小計			3			
魚	斜里町	真鯉、日の出	86			土、潮
	北見市	常呂町字栄浦、常呂町字岐阜	75			飛、風、健、史、定二
	佐呂間町	幌岩、浜佐呂間	5			風、定二
小計			166			
健	小清水町	もこと山、元町二丁目、元町一丁目	9			水、風、国一
	網走市	駒場	16			崩
	津別町	共和、豊永	13			崩
	北見市	常呂町字栄浦、南丘、富里、本沢、仁頃町	259			土、風、魚、史、定二
	置戸町	常元	7			水
	佐呂間町	幌岩	1			風、定二
小計			306			
致	網走市	北１条東１丁目、北１条東２丁目、北２条東１丁目、北２条東２丁目、北３条東１丁目、北３条東２丁目	2			史
小計			2			
合　計（注3）			4,190			

（注１）『種類』は略称であり、P62『付表　森林の種類一覧表』のとおり
（注２）『面積』は道治山課保安林台帳による。四捨五入により基礎数値と合わないことがある
（注３）『合計』は重複を含む

単位　面積：ha

種類（注1）		森林の所在		面積（注2）	施業方法		備考（重複制限林）
		市町村	区域		伐採方法	その他	
国保	知床国立公園	斜里町	1～8	1,269	第７の１の施業方法による。		土、鳥
国一	阿寒摩周国立公園	小清水町	11	7			水、健
国二	知床国立公園	斜里町	8、9	699			
国三	阿寒摩周国立公園	大空町	24、26	1			
定一	網走国定公園	北見市	3001	1			
定二	網走国定公園	網走市	1、9、26、27、32、47、48、50、52、59、61、68、	76			崩

単位　面積：ha

種類（注1）		森林の所在		面積（注2）	施業方法		備考（重複制限林）
		市町村	区域		伐採方法	その他	
			83、84、100		第７の１の施業方法による。		
定二	網走国定公園	北見市	3001	75			飛、風、魚、健、史
		佐呂間町	1、6、76、77	4			風、魚、健
定三	網走国定公園	大空町	24、26	45			史
		網走市	1、2、9、11、12、14、26、27、31、47～52、55、56、58～61、64	649			砂、史
		北見市	3001	12			史
		佐呂間町	1、6、19	123			
砂		斜里町	10、11、18～20、22、25、31	32			風
		大空町	1024、1025、1033～1037、1047、1049	24			
		網走市	24、35、36、41、55、56	34			定三、急
		美幌町	88	0			
		北見市	14、21、22、46、65、1024、2032、2035、2041、2043、2044、2047、2064、2082	16			
		訓子府町	5、11、14、16、18、19、21	12			
		置戸町	1、13、32、33、35	5			
		佐呂間町	28、29、50、51、59、62、63、68、78	21			
史	女満別湿生植物群落	大空町	24	19			定三
史	桂ヶ岡砦跡 最寄貝塚 天都山	網走市	54～56	3			崩、致、定三
史	常呂遺跡	北見市	3001、3028	37			崩、風、魚、健、定二、定三
鳥	知床	斜里町	1～8	1,230			土、国保

単位　面積：ha

種類（注1）	森林の所在		面積（注2）	施業方法		備考（重複制限林）
	市町村	区域		伐採方法	その他	
急	網走市	55、56	6			砂
	北見市	2	1			

（注1）『種類』は略称であり、P62『付表　森林の種類一覧表』のとおり
（注2）『面積』は四捨五入により基礎数値と合わないことがある

2　道有林

単位　面積：ha

種類（注1）	森林の所在		面積（注2）	施業方法		備考（重複制限林）
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水	美幌町	84～89	741	保安林の指定施業要件の範囲内とする。		
	津別町	108～110、113～122、133、134、170～182、184～187、189～193、221～225	8,533			
	北見市	64～67、72、74	961			
	訓子府町	26、27、39、51～54、56～63	2,252			
	置戸町	1、2、12、13、24、25	1,015			
小計			13,501			
土	美幌町	76～84、90～92、94、96、98、100	2,309			
	津別町	102～106、109、111、112、114、123～132、135～151、162、167～169、183、188、194～220	12,340			
	北見市	64	41			
	訓子府町	37、42～49、51、53、54、56～58、60、61	1,698			
	置戸町	16～18	552			
小計			16,939			
干	置戸町	14、15	348			
小計			348			
落	津別町	101	4			
小計			4			
魚	津別町	152～161	2,126			健、致
小計			2,126			
健	津別町	152～161	2,126			魚、致
小計			2,126			
致	津別町	152～161	2,126			魚、健
小計			2,126			
合　計（注3）			37,170			

（注1）『種類』は略称であり、P62『付表　森林の種類一覧表』のとおり
（注2）『面積』は道治山課保安林台帳による。四捨五入により基礎数値と合わないことがある
（注3）『合計』は重複を含む

単位　面積：ha

種類（注1）	森林の所在		面積（注2）	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	（重複制限林）
砂	北見市	64	0	第７の１の施業方法による。		
	訓子府町	30、33、51、52	6			

（注１）『種類』は略称であり、P62『付表　森林の種類一覧表』のとおり
（注２）『面積』は四捨五入により基礎数値と合わないことがある

付表　森林の種類一覧表

略　称	森　林　の　種　類
普	普通林
水	水源かん養保安林
土	土砂流出防備保安林
崩	土砂崩壊防備保安林
飛	飛砂防備保安林
風	防風保安林
害	水害防備保安林
潮	潮害防備保安林
干	干害防備保安林
雪	防雪保安林
霧	防霧保安林
な	なだれ防止保安林
落	落石防止保安林
火	防火保安林
魚	魚つき保安林
航	航行目標保安林
健	保健保安林
致	風致保安林
施	保安施設地区
国保	国立公園特別保護地区内の森林
国一	国立公園第１種特別地域内の森林
国二	国立公園第２種特別地域内の森林
国三	国立公園第３種特別地域内の森林
国未	国立公園地帯区分未定地域内の森林
定保	国定公園特別保護地区内の森林
定一	国定公園第１種特別地域内の森林
定二	国定公園第２種特別地域内の森林
定三	国定公園第３種特別地域内の森林
定未	国定公園地帯区分未定地域内の森林
道一	道立自然公園第１種特別地域内の森林
道二	道立自然公園第２種特別地域内の森林
道三	道立自然公園第３種特別地域内の森林
砂	砂防指定地内の森林
鳥	鳥獣保護区特別保護地区内の森林
史	史跡名勝天然記念物に係る森林及び史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林
都市	都市計画区域風致地区内の森林
急	急傾斜地崩壊危険区域内の森林
都緑	特別緑地保全地区内の森林
母	特別母樹林又は特別母樹林に係る森林
漁	漁業法による制限林
地	地すべり等防止法におけるぼた山崩壊防止区域内の森林
古保	歴史的風土特別保存地区内の森林
自環	自然環境保全地域特別地区内の森林
道環	北海道自然環境保全地域特別地区内の森林
希	北海道指定希少野生動植物種の生息地等保護区域内の森林